

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国は、「循環型社会形成推進基本法」や各種リサイクル法の制定、排出事業者処理責任の強化や不適正処理への対策を主眼とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに資源として循環利用するための制度的な枠組みを整え、「循環型社会」への転換を図ってきました。

世界的な資源制約の顕在化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、ライフスタイルの変化など、廃棄物・リサイクルをめぐる情勢は刻々と変化しており、また、2050年までの脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題への対応も急務となる中、状況変化に対応し、諸課題に対処するためにも、今後、循環型社会への転換をさらに進める必要があります。

このような方向性は、大量生産・大量消費、大量廃棄型経済・社会様式から、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動全体のあり方（サーキュラーエコノミー）としても強調され、デジタル技術も活用しつつ、ロスゼロの取組や環境負荷削減への貢献を考えていくことが求められます。

近年における環境への負荷を少なくする取組としては、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、太陽光・風力発電等新エネルギー開発やこれらの利活用への取組、県民への啓発と地域における美化活動等が行われていますが、少子高齢化やライフスタイルの変化をはじめ廃棄物を取り巻く環境も変わってくるため、今後は、より一層廃棄物の排出を抑制し、エネルギー源としての活用を含めた適正な規模で資源を循環させることができる仕組づくりを進める必要があります。

こうしたことから、廃棄物・リサイクルを取り巻く情勢の変化に適切に対応し、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に即して廃棄物の減量、リサイクル、適正処理等の推進に関する基本的な方策を示すものとして、高知県廃棄物処理計画を策定しました。

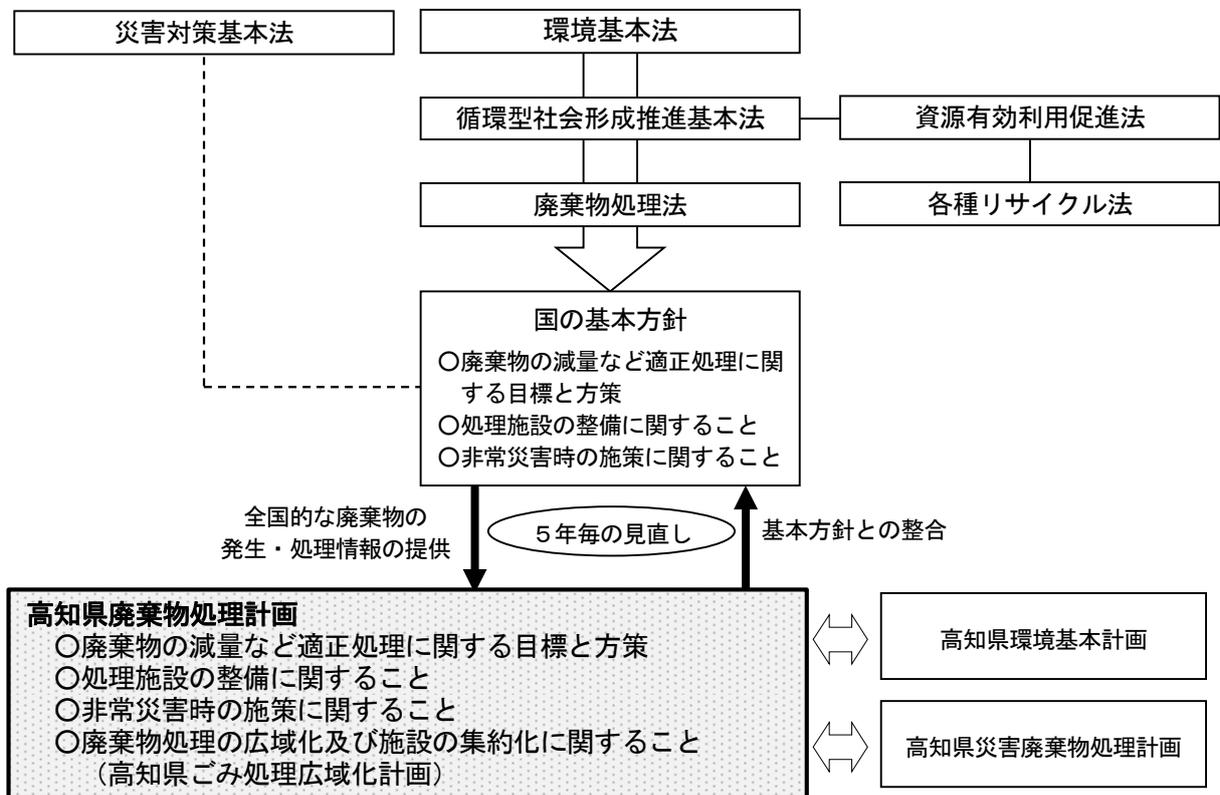


図 1-1-1 本計画の位置づけ

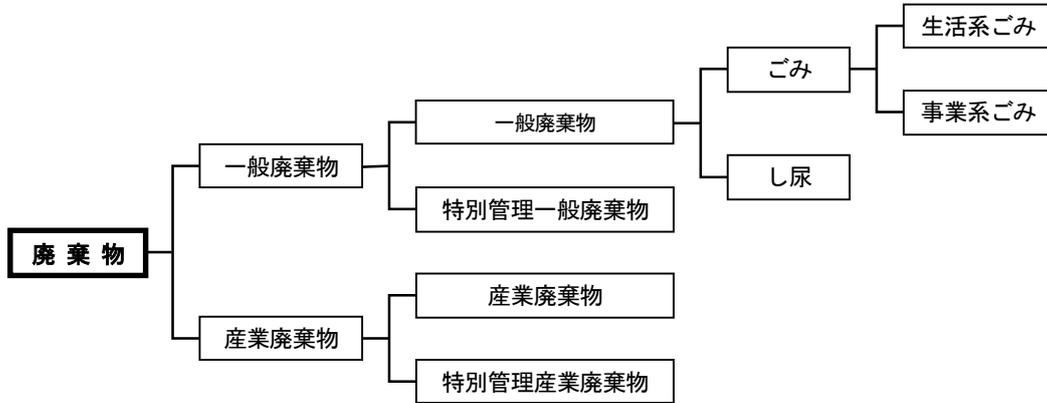
2. 計画期間と目標年度

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、令和12年度を目標年度とします。

ただし、第2章4. 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化については、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくため、令和8年度から令和32年度までの25年間の計画とします。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。



注) 図中の廃棄物の定義は以下のとおりとする。

- ・一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物をいう
- ・特別管理一般廃棄物 : 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類(表1-3-1)
- ・特別管理産業廃棄物 : 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・生活系ごみ : 一般廃棄物のうち、家庭から排出されるもの(集団回収量を除く)
- ・事業系ごみ : 一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出されるもの
- ・し尿 : 人体から排出される排泄物をいう

図1-3-1 本計画の対象とする廃棄物

表1-3-1 産業廃棄物の種類と例示

種 類	例 示	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板がら等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インナーロックブロックくず、レガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スルトくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(通称「13号廃棄物」という)	コンクリート固形化物、灰の溶融固化物等